

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 国の医療計画作成指針等について

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成 29 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 88 号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）が平成 29 年 3 月に行われた。

これを受け、平成 25 年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。（計画期間：平成 30 年度～平成 35 年度）

【国の指針等改正のポイント】

(1) 5 疾病・5 事業及び在宅医療

ア 5 疾病・5 事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。なお、「急性心筋梗塞」は、「心筋梗塞等の心血管疾患」へ名称の見直し。

イ 精神疾患の医療体制の見直し

（ア）将来の精神病床における入院需要や地域移行に伴う基盤整備量の目標設定などを通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

（イ）統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、医療機関の役割分担・連携を推進し、各医療機関の医療機能を明確化する。

ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。

エ 現状把握のため全都道府県共通の指標について、より医療提供体制を客観的に比較可能なものに変更。（新しく追加された指標等のデータについては、8 月を目途に、国から都道府県へ配布される予定。）

(2) 地域医療構想について

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築

(3) 医療・介護の連携

ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。（市町村との協議の場の設置の具体的な進め方については、国において検討中であり、追って具体的な内容が示される予定。）

イ 計画期間を 5 年から 6 年に変更し、3 年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。

（4）基準病床数の算定式の見直し

ア 療養病床の算定式について、介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に変更。（「在宅医療等で対応可能な数」については、国において検討中であり、追って具体的な内容が示される予定。）

療養病床新算定式

$$\left[\begin{array}{l} \text{性別・年齢} \\ \text{階級别人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受発率} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{在宅医療等}} \\ \boxed{\text{対応可能数}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{流入} \\ \text{患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{流出} \\ \text{患者数} \end{array} \right] = \boxed{\text{病床利用率}}$$

イ 患者流出超過加算（※）は廃止し、特に必要な場合のみ、都道府県間で調整を行い定める数へ変更。

※ 県外への入院患者流出が多い場合、（県外への流出患者数－県外からの流入患者数）×1/3 を限度に、基準病床数に加算するもの。本県は、患者流入超過であることから、該当せず。

ウ 精神病床の算定式について、現在の入院需要に基づく算定から、将来の入院需要（平成 32 年）に基づく算定に変更。

2 県計画「素案（事務局案）」の検討について

国の医療計画作成指針等を踏まえ、現時点で可能な見直しを行った。今後、素案を各医療圏に示すとともに、関連会議で意見を聴いていく。

今後、国から示される医療介護連携等の考え方や新指標データ、検討中の個別計画の内容を踏まえ、11 月開催予定の医療体制部会において、「試案」を検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画
29 年 7 月	医療体制部会（素案検討）	医療計画策定委員会（素案検討）
8 月	↑ 関連会議等での検討	医療計画策定委員会（試案検討）
9 月		圏域保健医療福祉推進会議（原案検討）
10 月		
11 月	医療体制部会（試案検討） 医療審議会（原案の決定）	
12 月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
30 年 1 月		医療計画策定委員会（原案修正）
2 月		圏域保健医療福祉推進会議（修正原案→案）
3 月	医療体制部会（修正原案→案）	
		医療審議会（答申）

4 現行計画からの主な変更点について(素案検討時点)

医療計画目次			関連会議 主な個別計画
大項目	中項目	小項目	
第1部 総論	第1章 計画の 基本理念	第1節 計画の背景、目的 第2節 計画の推進	・今回の計画見直し理由を修正 ・医療法の改正により、 計画期間を5年から6年(平成30～35年度)に変更
	第2章 地域の 概況	第1節 地勢及び交通 第2節 人口及び人口動態	・時点修正 ・時点修正
	第3章 地域医療構想の推進		・平成28年10月に策定した「愛知県地域医療構想」の概要を記載
第2部 医療圏及 び基準病 床数等	第1章 医療圏		・「愛知県地域医療構想」で定めた構想区域と医療圏を同じとするため、 名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合した1つの医療圏とし、11医療圏に変更
	第2章 基準病床数		・政省令による 算定式の変更
	第3章 保健医 療施設等の概況	第1節 保健医療施設の状況 第2節 受療動向	・時点修正 (調査中につき、省略)
第3部 医療提供 体制の整 備	第1章 保健医 療施設の整備目 標	第1節 2次3次医療の確保	・時点修正
		第2節 公的病院等の役割を踏まえた 医療機関相互の連携のあり方	・県精神医療センターについて、県内の精神科医療の先進的かつ中核的医療機関としての機能を果たすため、施設の全面改築に合 わせての機能の見直しについて記述 ・県あいち小児医療センターについて、3次小児救急医療を提供するための施設の開設、周産期部門の診療を開始について記述 ・県コロニー中央病院について、地域で生活する障害のある人達を支援する拠点施設とするため、全面開所に向けた整備を進めて いることを記述
		第3節 地域医療支援病院の整備目標	・時点修正
		第4節 保健施設の基盤整備	・時点修正
	第2章 機能を 考慮した医療提 供施設の整備目 標	第1節 がん対策	・国指針に基づき、AYA（思春期・若年成人）世代のがん等に関する情報や仕事と治療の両立支援等の取組をがん患者に提供でき るよう努める旨を記述 ・今年度策定する「愛知県がん対策推進計画（第3期）」と整合性を図り修正
		第2節 脳卒中対策	・不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう病床の転換等を支援する旨を記述
		第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	・国指針に基づき、急性心筋梗塞に限らず、他の心血管疾患を含めた内容に修正
		第4節 糖尿病対策	・国指針に基づき、発症予防・重症化予防を行う市町村及び保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進める旨を記述
		第5節 精神保健医療対策	・国指針に基づき、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症などの多様な精神 疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けた医療機能の明確化、精神医療圏、数値目標の設定 について記述 ・今年度策定する「愛知県障害者福祉計画」「愛知県高齢者健康福祉計画」との整合性を図り修正
		第6節 移植医療対策 第7節 難治性の疾患対策 第8節 感染症・結核対策	・時点修正 ・時点修正
	1 感染症対策		・時点修正
	2 エイズ対策		・時点修正
	3 結核対策		・「愛知県結核対策プラン」と整合性を図り修正
	4 新型インフルエンザ対策		・「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」と整合性を図り修正
	5 肝炎対策		・「愛知県肝炎対策推進計画」と整合性を図り修正
	第9節 歯科保健医療対策		・国指針に基づき、地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の他職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められている旨 等を記述 ・今年度中間評価を行う「愛知県歯科口腔保健基本計画」と整合性を図り修正
第3章 救急医療対策		・時点修正	5事業等推進部会
第4章 災害医療対策		・災害発生時の初動体制の確立を図ることを記述 ・全ての災害拠点病院においてBCPの考え方に基づいた災害拠点マニュアルの作成を目指していくことを記述 ・国指針に基づき、 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣機能等を有する災害拠点精神科病院を指定し、災害における精神科医 療提供体制の充実 を図ること、大規模災害発生時におけるコーディネート機能が十分に発揮できる連携体制の充実・強化を図ること を記述 ・体系図に、DPAT及び災害拠点精神科病院を追加	5事業等推進部会、災害医療協議会

医療計画目次		現行計画からの主な見直し点	関連会議 主な個別計画
大項目	中項目	小項目	
第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策	・「愛知県周産期医療体制整備計画」は「愛知県地域保健医療計画」と一体化し、今後は「愛知県地域保健医療計画」において計画を策定 ・国指針に基づき、災害時における周産期医療体制の構築、総合周産期母子医療センターと地域の精神科医療施設との適切な連携体制の構築を図る旨を記述	5事業等推進部会、周産期医療協議会
	第2節 母子保健事業	・時点修正	母子保健運営協議会 あいちはぐみんプラン
第6章 小児医療対策	第1節 小児医療対策	・時点修正	
	第2節 小児救急医療対策	・小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制を充実・強化を図っていくこと、小児救急電話相談事業の電話回線の増設を図り相談体制の充実を図ることを記述	5事業等推進部会、小児救急担当病院等を構成員とする検討組織（設置を検討中）
	第3節 小児がん対策	・今年度策定する「愛知県がん対策推進計画（第3期）」と整合性を図り修正	健康づくり推進協議会 愛知県がん対策推進計画（今年度策定）
第7章 へき地保健医療対策		・国指針に基づき、県へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、地域の医療関係者と連携し、へき地医療対策を推進する旨等を記述	5事業等推進部会、へき地医療支援計画策定会議
第8章 在宅医療対策		・国指針に基づき、多職種連携の推進や、 在宅医療に係る医療需要に対し、県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による検討を行っていく 旨を記述	5事業等推進部会、在宅医療推進協議会 愛知県高齢者健康福祉計画（今年度策定）
第9章 保健医療従事者の確保対策	1 医師、歯科医師、薬剤師	・時点修正	5事業等推進部会、地域医療支援センター運営委員会
	2 看護職員	・時点修正	
	3 理学療法士、作業療法士、その他	・時点修正	
	第1節 病診連携等推進対策	・時点修正	
第10章 その他医療を提供する体制の確保に関する必要な事項	第2節 高齢者保健医療福祉対策	・今年度策定する「愛知県高齢者健康福祉計画（第7期）」と整合性を図り修正	愛知県高齢者健康福祉計画（今年度策定）
	第3節 薬局の機能強化と推進対策		
	1 薬局の機能推進対策	・国の「患者のための薬局ビジョン」（H27.10）に基づく修正	薬事審議会
	2 医薬分業の推進対策	・「愛知県医薬分業推進基本方針」の改正（H27.4）に伴う改正 ・時点修正	薬事審議会 愛知県医薬分業推進基本方針（H27.4改正）
	第4節 保健医療情報システム	・時点修正	
	第5節 医療安全対策	・時点修正	医療安全推進協議会
	第6節 血液確保対策	・時点修正	献血推進協議会
	第7節 健康危機管理対策	・時点修正	